

「災害時要援護者個別支援計画」 作成マニュアル



支えあい 信頼しあい
つながりあえるまち
彦根

平成24年3月
彦根市社会福祉課

目次

はじめに	3
近年の災害と要援護者支援の重要性	
1 支援を必要とする人がいます	3
災害時要援護者とは	
地域の支えあいが重要	
地域をよく知ろう	
2 支援の仕組みづくり	4
支援の輪を広げる	
3 支援マニュアル策定の必要性	5
4 彦根市地域防災計画の位置づけ	5
5 マニュアルの意義	5
マニュアルの策定	6
1 共通事項	6
2 個別事項	6
要援護者の特性ごとの対応方法等	
3 関連機関との連携を進める	17
4 災害時要援護者の方も、自分でできる災害への備えをしましょう	18
資料	19
(資料1) 彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱	
彦根市災害時要援護者登録申請書(様式第1号)	
彦根市災害時要援護者登録に係る同意書(様式第2号)	
彦根市災害時要援護者情報記録表(様式第3号)	
(資料2) 彦根市防災計画 第2編 第6章 第1節 9(抜粋)	



はじめに

近年の風水害や大地震ではその犠牲者の多くを高齢者が占めています。高齢者や障害のある人等の災害時要援護者の犠牲を減らすためには、避難支援体制を構築する必要があります。

災害時要援護者は、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難することなど、災害時に誰かの支援を要する人々で、一般的に高齢者、障害のある人、外国籍市民、乳幼児、妊婦等があげられます。

要援護者の更なる避難対策を進めていくためには、避難所における支援とともに、医療機関（医師、保健師、看護師など）、社会福祉協議会、介護保険制度関係者等の福祉サービス提供者、自主防災組織、民生委員・児童委員、障害者団体、関係企業、ボランティア、NPO 等の様々な関係機関等との連携を強め、避難支援体制を構築・発展させていくことが重要となっています。

避難支援体制の整備を進めるに当たっては、要援護者自らの積極的な取組が不可欠です。また、自助・共助による必要な支援が受けられない要援護者を早急に特定し、重点的に進める必要があります。発災時には、避難支援プラン等を基に計画的・組織的な避難支援を実施することが重要です。

1 支援を必要とする人がいます

災害時要援護者とは

具体的に風水害や大地震などの災害が発生した時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握することや自分や家族の力だけでは安全な場所へ避難することができない。また、避難できても避難所での生活において大きな困難があるなど、まわりの人の手助けや、特別な配慮が必要な人たちのことです。

一般的に高齢者、障害のある人、外国籍市民、乳幼児、妊婦等が災害時要援護者にあたります。

- 移動することが困難な人
- 情報を入手することや発信することが困難な人
- 急激な状況の変化に対応が困難な人
- 薬や医療装置が常に必要な人
- 日常生活上介助が必要な人
- 精神的に著しく不安定な状況をきたす人
- 言語、文化、生活習慣への配慮が必要な人 など



地域の支えあいが重要

大災害が発生したとき、消防や警察などの防災に携わる機関はすぐに対応することはできません。行政の支援（公助）には限界があります。このため、近隣の方々の支え合いが重要です。

要援護者の避難にあたっては、まず要援護者自身や家族による「自助」と隣人・友人など地域で助け合う「共助」で取り組みましょう。

地域をよく知ろう

自主防災組織をつくり、また多くの方に参加していただき、住民同士の輪を広げよう。

災害時に適切な行動がとれるように、実践的な防災訓練を要援護者と一緒に行ったり、「地域の防災マップ」づくりなどで地域の特性を知りましょう。



2 支援の仕組みづくり

支援の輪を広げる

いつ、どこで、だれが、何を、どのように、必要としているのかを把握することが必要です。

(1) いざというとき避難支援をするためには、日頃から地域の中で「声かけ」や「見守り活動」を通じて、お互いに顔の見える関係づくりが必要であると住民自身が気づき、自分たちの地域をより安心して住みよいまちにするために様々な住民活動が展開されることが必要です。



(2) 住民活動と専門職がつながるネットワークづくりの基本的な考え方は

地域で気になる人を住民同士で見守りを行う

一緒に活動を行う仲間づくりを行う

地域にあった様々な方法を考える

活動を続ける中で気づいたことを共有し

合う場づくりを行う

(3) 地域ならではの日常的な見守りや助け合いが、周りにある、それがすべての人が安心して暮らせる街といえます。

(4) 地域(在宅)生活支援を行うためには住民同士のネットワーク(マップづくり、見守り、声かけ、サロン活動等)や専門職間のネットワークなどがあります。地域の課題や支援を必要とする個人や世帯を真ん中に据えて地域ぐるみで検討し、新たな支援の形をつくる協働のための出会いの場(ネットワークづくり)が必要です。

3 支援マニュアル策定の必要性

本市では、平成20年に彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱(資料1参照)を定め、災害時等における要援護者の支援を適切に行えるよう登録制度を導入しました。登録者情報を要綱に定める関係機関等に提供し、災害時の避難支援が地域で行えるようにしています。

一方、要援護者ごとの配慮事項や避難時の配慮事項が明確でなく、要援護者の個別の特性に合った個別支援計画策定には至っていないため、確実な避難支援が可能かどうか憂慮するところです。

4 彦根市地域防災計画の位置づけ

彦根市地域防災計画第2編第6章第1節9の災害時要援護者の避難に関する配慮の項(資料2参照)では確実な避難を完了させることが謳われています。

5 マニュアルの意義

災害時に確実な避難を完了させるためには、災害発生時における要援護者の個別支援が個別具体的に行われることが重要です。

そのためには要援護者に対して、いつの時点で、どこで(要援護者の居住位置)誰の支援のもとに、どのような支援の方法で(障害の状況および障害特性等の把握)どこに避難するか、避難途上の危険性の想定などに対応した個別支援計画が必要となります。(5W1H等)

個別支援計画を策定する際に、それぞれの要援護者の分類(彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱第2条第1項各号(資料1参照))ごとに援助の配慮事項を明確にすることが、要援護者の安心・安全につながります。



マニュアルの策定

個別支援計画の策定にあたり、共通的に支援計画において明らかにしておくべき事項と、援護の必要性に着目した身体等の状況による個別的な支援内容の事項を明らかにしておくことが、平常時の支援および災害発生時の支援には有効に機能することとなります。

上記の観点から下記に、支援計画策定にあたっての共通事項、個別事項の記載内容等をまとめました。

1 共通事項

住所、氏名、生年月日、性別、電話番号

小学校区

自治会名

自主防災組織名

民生委員・児童委員担当区番号

居住場所

地域支援者は要援護者が日頃居住している場所の把握を行っておく。

親族の状況

家族構成、要援護者の親、兄弟、子どもなど親族の連絡先を把握しておく。

地域支援者の連絡先

要介護および障害の程度

- (1) 満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- (2) 要介護3、4、5の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳1級、2級を有する者
- (4) 療育手帳A1、A2を有する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級、2級を有する者
- (6) (1)～(5)に準じる状態にある者で特に災害時の支援が必要と認められる者
(状態：)

2 個別事項

平素から、障害等の特性を十分理解することが災害時の要援護者の安心・安全な避難支援につながります。このことから、以下に障害特性や障害者避難支援の方法等について記載します。

要援護者の特性ごとの対応方法等

《視 覚 障 害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>被害の状況を知ることができない。(視覚による緊急事態の察知が不可能な場合が多い。)</p> <p>災害時には、住み慣れた地域でも状況が一変し、いつもどおりの行動ができなくなる。</p> <p>避難所等慣れない場所で行動することが難しい。(単独では素早い行動ができない。)</p>	<p>視覚による緊急事態等の把握が不可能な場合や瞬時に把握が困難な場合が多いため、音声による情報伝達および状況説明が必要。</p> <p>日常の生活圏外では、介護者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要。</p>	<p>市役所からの広報、その他生活に関する情報等が来た時には、必ず知らせる。</p> <p>「お手伝いしましょうか」など、まず声かけを行う。</p> <p>話すときは、はっきり、ゆっくり大きな声でわかりやすい口調で伝える。</p> <p>音声情報で複数回繰り返す。</p> <p>点字や拡大文字のほか、指文字や触手話、指文字、手のひら書きなど、一つないし複数の組み合わせでコミュニケーションをとり情報提供に努める。</p>	<p>安否確認および避難所への避難誘導(歩行支援)を誰が行うのか、予め取り決めておく。</p> <p>白杖等を確保する。</p> <p>誘導するときは、杖を持った方の反対の手で「ひじ」の上あたりをつかんでもらい、ゆっくりと歩く。</p> <p>避難する途中では、声かけをしっかりと行う。</p> <p>避難誘導は、相手のペースで行い、引っ張ったり、焦らす行為は可能な限り慎む。</p> <p>ラジオなどを携帯する。</p>	<p>避難所内の案内を行う。特に、トイレや水道などの場所確認のための誘導を行う。</p> <p>仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。</p>

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
		<p>盲ろう者通訳・介助員を避難所等へ派遣する。</p>	<p>可能であれば点字ブロックが敷設してある道路を誘導する。</p> <p>また、日常生活圏であっても、災害時には環境の変化から認知地図が使用不能となる場合があることに配慮する。</p>	

《聴覚障害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>音声による情報が伝わらない。（視覚以外での異変・危険の察知が困難。音声による避難誘導の認識ができない。）</p> <p>緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。</p> <p>外見からは障害のあることがわからない。</p> <p>知的障害や肢体不自由障害、視覚障害、精神障害などの障害が重複する聴覚障害者もいることにも留意する。</p>	<p>音声による避難・誘導の指示が認識できないため、手話・要約筆記・文字・絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要である。</p> <p>障害が重複する聴覚障害者の場合には、さらに併せ持つ障害に応じたニーズがあることに留意。</p>	<p>正面から口を大きく動かして話す。</p> <p>文字や絵などを組み合わせた筆談で情報を伝える。（常時筆記用具を用意しておく。筆記用具が無い場合は、手のひら等に指で字を書く。）</p> <p>盲ろう者の通訳・介助員、手話通訳者および要約筆記者を避難所などに派遣する。</p> <p>掲示板、ファクシミリ、携帯メール、Eメールを活用した情報提供を行うとともに、文字情報を得るためテレビを避難所に設置することに努める。</p>	<p>手話や文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。（筆記用具等を用意しておく。）</p> <p>障害が重複する聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。</p>	<p>伝達事項は、紙に書いて知らせる。</p> <p>派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。</p> <p>障害が重複する聴覚障害者の場合には、更に併せ持つ障害に応じた配慮が必要になる。</p>

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
		障害が重複する聴覚障害者の場合は、さらに併せ持つ障害に応じた支援が必要になる。		

《言語障害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>緊急時でも、言葉で人に知らせることが難しい。</p> <p>外見からは障害のあることがわからない。</p>	<p>自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難であるため、手話・筆談等による状況把握が必要である。</p>	<p>伝えた情報が確実に伝わったかを言葉や手話、筆談等により確認する。</p>	<p>言葉や手話、文字情報によって、状況説明を行い、避難所等へ誘導する。(筆記用具等を用意しておく。)</p>	<p>伝達事項は、言葉や紙に書いて知らせる。</p> <p>派遣された手話通訳者、要約筆記者等にも協力を求める。</p>

《肢 体 不 自 由 障 害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>自分の身体の安全を守ることが難しい。</p> <p>自力で避難することが難しい。</p>	<p>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多いため、車いす等の補助器具が必要である。この場合、メンテナンスキット（空気入れ、パンク修理、工具）も必需品である。</p>	<p>必ず誰かが付き添い、本人の意思を確認のうえ、車いすの介助などの援助を行う必要がある。</p>	<p>自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましいが、移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。</p> <p>階段では、必ず3人以上で援助する。階段を上がるときは前向きで、下がるときは後ろ向きにして恐怖感を与えないようにする。</p>	<p>車いすが通れる通路を確保する。</p> <p>家具の転倒防止などの安全を確認する。</p> <p>車いす用のトイレを確保する。</p>

《内 部 障 害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。</p> <p>外見からは障害のあることが分かりにくい。</p> <p>心臓、腎臓、呼吸器などに機能障害があり、人工透析など医療行為が必要な場合がある。</p> <p>医薬品を携帯する必要がある。</p> <p>常時医療機材（人工呼吸器、酸素ボンベなど）を必要とする人がいる。</p>	<p>自力歩行や素早い避難行動が困難な場合があるため、車いす等の補助器具が必要である。</p> <p>心臓機能障害、腎臓機能障害や呼吸器機能障害などでは、体力低下や体調面での変動を伴うことが多いため、配慮が必要である。</p> <p>医薬品や医療機材を携帯する必要があるため、医療機関等による支援が必要である。</p> <p>ぼうこうまたは直腸機能障害にあってはストマ用装具が必要である。</p>		<p>常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯するとともに、自力で避難することが困難な場合には、車いすやストレッチャー等の移動用具等を確保することが望ましい。移動用具等が確保できない場合には、担架やリヤカーの使用、おんぶなどにより避難する。</p>	<p>医療機関等の協力により巡回診療を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。</p> <p>医療機材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。</p> <p>食事制限の必要な人の確認も必要。</p> <p>薬やケア用品の確保も必要。</p> <p>ストマ用装具装着者にとってはトイレや水道などの水洗い場や交換場所、補装具置場等が必要。</p> <p>各種装具・器具用の電源確保が必要。</p>

《知的障害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>急激な環境の変化に順応しにくい。</p> <p>一人では理解や判断することが難しく（緊急事態等の認識が不十分な場合）、環境の変化により、精神的に不安定になる場合がある。</p>	<p>緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化により精神的に不安定になる場合があるため、何が起こったかを短い言葉や文字、絵、写真などを用いてわかりやすく伝えて事態の理解を図るとともに、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちを落ち着かせながら安全な場所へ誘導する必要がある。</p> <p>「ゆっくり」「ていねいに」「繰り返し」説明し、本人にわかりやすいようにする。</p>	<p>具体的に、短い言葉で、わかりやすく情報を伝える。</p> <p>絵、図、文字などを組み合わせて、理解しやすい方法で情報を伝える。</p> <p>具体的な予定や見通しを先に説明する。</p> <p>精神的に不安定になる場合があることに配慮する。</p> <p>否定的な言葉がけではなく、肯定的な言葉がけを行う。</p>	<p>一人にいる時に危険が迫った場合には、緊急に保護する。</p> <p>災害の状況や避難所等の位置を、短いことばや文字、絵、写真などを用いてわかりやすく説明するとともに、必要に応じて誘導する。</p> <p>精神的に不安定な場合には、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。</p> <p>道順などは手で方向を示す。</p>	<p>環境の変化を理解できずに気持ち混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、短い言葉や文字、絵、写真などを用いて避難所での生活をわかりやすく伝えて理解を図るとともに、日常の支援者が適切に話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</p> <p>本人の様子をよく知る人に支援方法を確認する。</p> <p>言葉を理解できないときでも、身振り、手振りなどで孤立させないよう声をかける。</p>

《精神障害》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>災害発生時には、精神的に不安定になる場合がある。</p> <p>自分で危険を判断し、行動することができない場合がある。</p> <p>普段から服用している薬を携帯する必要がある。</p>	<p>災害発生時には精神的に不安定になる場合があるため、気持ちを落ち着かせることが必要である。</p> <p>服薬を継続することが必要な人が多いため、日ごろから自ら薬の種類を把握するよう指導するとともに、医療機関による支援が必要である。</p>	<p>具体的に、わかりやすく簡単に情報を伝える。</p> <p>精神的に不安定になる場合、専門的知識のある人に連絡をとるなど配慮する。</p>	<p>災害の状況や避難所等の位置を伝えるとともに、必要に応じて無理のない方法で誘導する。</p> <p>精神的に不安定となっている場合には、時間をとり気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。</p>	<p>孤立してしまうことが多いため、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。</p> <p>服薬を継続するため、本人および援助者は薬の名前、量を知っておくこと、例えばお薬手帳などを活用する。</p> <p>関係機関や医療機関等との連絡・支援体制の整備が必要である。</p>

《難病・特定疾患》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>疾患によって、身体障害者手帳を所持し、あるいは、障害者に準ずる状態にあることから、それぞれの障害特性に配慮した対応をとる必要がある。</p> <p>治療法が確立していない疾患であることから、日常的に必要な医薬品等を確保する必要がある。</p>	<p>肢体不自由の場合や、外見からは障害があることが分からないうちの場合があるため、それぞれの病態や症状に応じた避難誘導等の援助が必要である。</p> <p>人工呼吸器や人工透析などの医療行為が必要な場合がある。</p> <p>慢性疾患患者が多く、医薬品の確保について医療的援助が必要な場合がある。</p>	<p>視覚、聴覚に障害がある場合や、認知症をとまなう場合もあり、それぞれの状態を把握し、理解しやすい方法で情報を伝えることが必要である。</p>	<p>肢体不自由や内部障害のある人と同様に、車いすやストレッチャー等の移動用具を確保することが望ましい。</p> <p>常時使用している医療機材を確保するほか、医薬品を携帯することが望ましい。</p>	<p>医療機関の協力による巡回診療の実施。</p> <p>人工呼吸器や人工透析をはじめ生命に関わる医療行為を必要とする患者を早期に医療機関へ移送する必要がある。</p> <p>服薬を継続するため、医薬品の確保が必要である。</p>



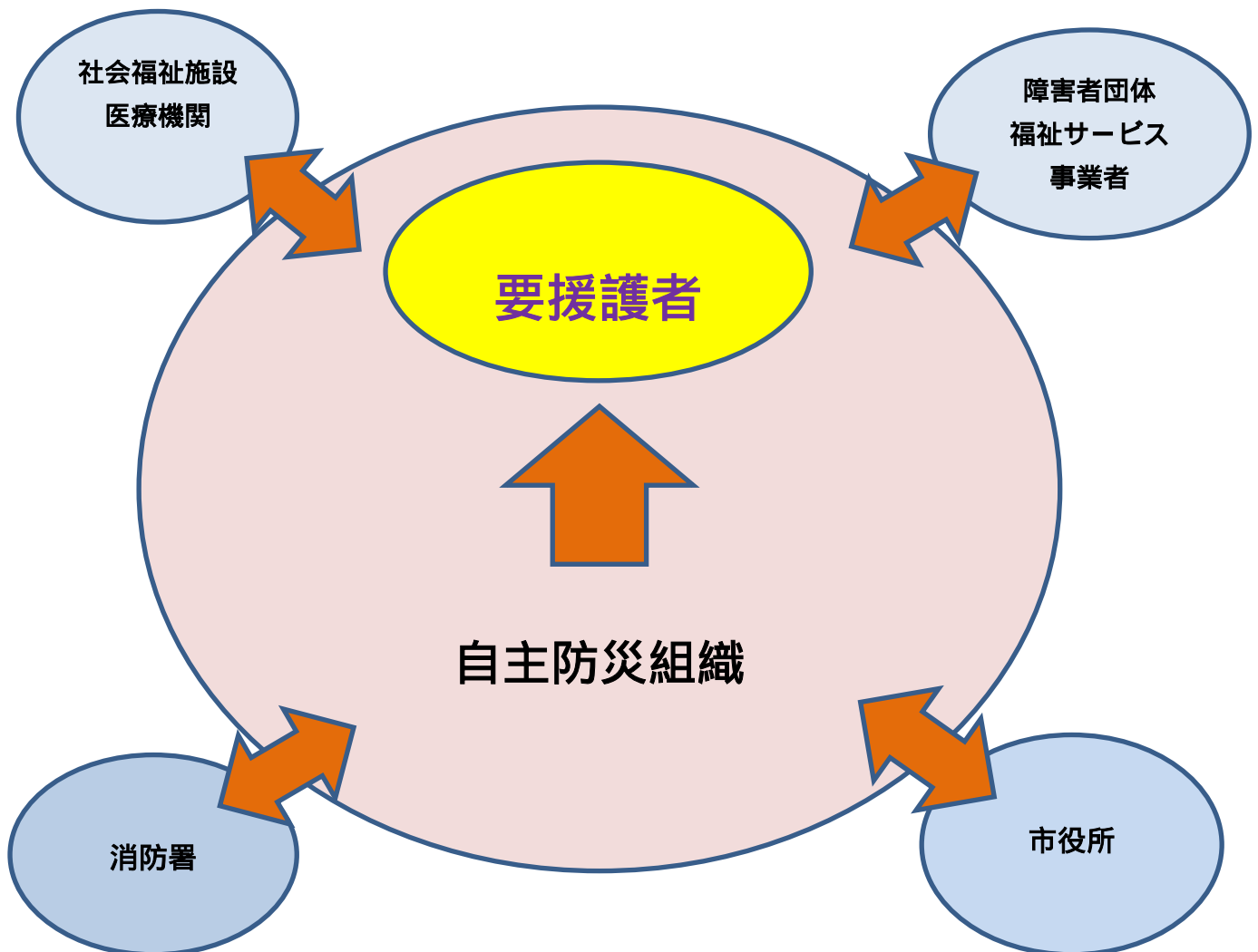
《認知症等》

避難行動等の特徴	特徴的なニーズ	情報伝達の際の配慮事項	避難誘導時の配慮事項	避難生活における配慮事項
<p>急激な環境の変化への適応が難しい。</p> <p>時間、場所、人に関する状況を把握する能力が低下し、混乱することがある。</p> <p>物事を考えたり、理解したり、判断する能力が低下し、体調の変化に気づきにくい。また、うまく意思を伝達できないことがある。</p> <p>言葉が出てこなかったり、意味を理解できないことがある。</p> <p>食事や排泄、更衣に見守りや支援が必要なことがある。</p>	<p>緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があるため、日常の支援者が同伴するなど、気持ちを落ち着かせる必要がある。</p>	<p>具体的に、短く、ゆっくりとした口調で情報を伝える。</p> <p>身振りや絵文字などを活用して情報を伝える。</p>	<p>動揺している場合は、日常の支援者が同伴するなどして、気持ちが落ち着くよう支援することが大切である。</p>	<p>環境の変化を理解できずに気持ちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるので、日常の支援者が、適宜話しかけるなど気持ちを落ち着かせるよう配慮する。</p> <p>本人の様子や体調の変化に気をつける。</p> <p>高血圧等の持病があることが多い。</p> <p>服薬治療をしているときは、薬の内容を把握し、服薬状況の確認を行う。</p>

3 関連機関との連携を進める

具体的な支援を行うために、さまざまな組織や団体とも連携して、取組みの輪を広げていくことが大切です。特に地域内の団体には、自主防災組織の一翼を担っていただくように連携を深めましょう。

障害者団体、福祉サービス事業者などは要援護者と普段から関わりが深いため、自主防災組織の活動の周知や、災害時の情報伝達などで、組織のネットワークを活かした支援が期待されます。また、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者など、地域を基盤として相談支援を行なっている機関と連携しましょう。



4 災害時要援護者の方も、自分でできる災害への備えをしましょう

身近な人たちとのコミュニケーション

日頃から隣近所や身近な人たちとのコミュニケーションを大事にし、地域の活動等にも積極的に参加して、自分のことをよく知ってもらいましょう。

情報の入手

災害情報等、自らの安全確保に必要な情報の入手方法を把握しておきましょう。

必要薬・生活用品の確保

自身の状況に応じて必要な医薬品、医療器具、生活用品を準備しておきましょう。

特殊な医薬品、医療器具を使用している場合はおおむね 1 週間分を確保しておきましょう。



資料

(資料1)

彦根市災害時要援護者支援制度実施要綱

(平成20年4月15日告示第97号)

改正 平成23年4月1日告示第65号

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者、障害者等が、災害時等における支援を地域の中で受けられるようにするための制度を整備することにより、これらの者が安心して暮らすことのできる地域づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「要援護者」とは、次の各号のいずれかに該当する者のうち、災害時等における地域での支援(以下「支援」という。)を希望する在宅の者で、支援を受けるために必要な個人情報を提供することに同意したものをいう。

- (1) 満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者
- (2) 要介護3・4・5の認定を受けている者
- (3) 身体障害者手帳1級・2級を有する者
- (4) 療育手帳A1・A2を有する者
- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を有する者
- (6) 前各号に準じる状態にある者で、特に災害時の支援が必要と認められるもの

(要援護者の登録)

第3条 要援護者は、支援を受けるために必要な個人情報を記載した彦根市災害時要援護者登録申請書(別記様式第1号)および彦根市災害時要援護者登録に係る同意書(別記様式第2号)を市長に提出するものとする。この場合において、要援護者は、近隣者等の地域支援者(以下「地域支援者」という。)の記載に当たっては、あらかじめその者の同意を得なければならない。

2 市長は、前項の申請を円滑に行うため、民生委員児童委員の協力を得て、要援護者の把握および登録のために必要な調査を行うものとする。

3 市長は、前項の調査を終えた要援護者に係る彦根市災害時要援護者登録申請書を、彦根市災害時要援護者台帳(以下「要援護者台帳」という。)として登録するものとする。

(要援護者情報の提供)

第4条 市長は、要援護者台帳を基に作成する彦根市災害時要援護者情報記録表(別記様式第3号。以下「記録表」という。)を、地域支援者、民生委員児童委員、自主防災組織および自治会(以下「支援者」という。)に提供するものとする。

2 支援者は、記録表の提供を受けたときは、彦根市災害時要援護者情報記録表受領書(別記様式第4号)を市長に提出するものとする。

(要援護者台帳等の保管)

第 5 条 要援護者台帳の原本は市長が保管し、副本は要援護者のほか、市関係課(介護福祉課、障害福祉課、危機管理室および警防課をいう。以下同じ。)がそれぞれ保管する。

2 要援護者台帳に記載された支援者は、それぞれ記録表を保管する。

3 自主防災組織および自治会は、記録表の保管に当たり、保管責任者を定めなければならない。

(支援者による支援)

第 6 条 支援者は、要援護者台帳に掲げる要援護者に対し、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 災害時における避難誘導、救出活動、安否確認等

(2) 前号の活動を容易にするために日常生活において行う声掛け、安否確認、相談等

(支援者の義務)

第 7 条 支援者は、前条各号に掲げる支援以外の目的のために記録表を活用してはならない。

2 支援者は、記録表に記載された個人情報および支援上知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。支援を離れた後も、同様とする。

3 支援者は、記録表を紛失しないよう厳重に保管するとともに、その内容が支援に関係しない者に知られないように適切に管理しなければならない。

4 支援者は、記録表を紛失したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(登録事項の変更等)

第 8 条 市長は、毎年度 1 回、要援護者台帳の記載事項を点検するものとする。

2 要援護者は、要援護者台帳に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

3 支援者は、記録表に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに市長に報告するものとする。

4 市長は、前 2 項の報告があったときは、要援護者台帳の原本にその旨を記載するとともに、必要に応じて、要援護者、市関係課および支援者に変更事項を連絡するものとする。

(制度の周知)

第 9 条 市長は、広報等を通じて、この要綱に定める制度の周知を図るものとする。

2 支援者は、前項の周知に協力するよう努めるものとする。

(所管)

第 10 条 要援護者の登録その他要援護者の支援に係る事務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別記

様式第1号(第3条関係)

彦根市災害時要援護者台帳			
登録年月日	年 月 日	登録	
廃止年月日	年 月 日	廃止理由	

年 月 日

彦根市長 様

彦根市災害時要援護者登録申請書

私は、彦根市災害時要援護者支援制度の趣旨に賛同し、彦根市災害時要援護者台帳への登録を申請します。

ふりがな 氏名			性別	男・女
			電話番号	
			携帯電話番号	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)		FAX番号	
郵便番号 住所	〒 彦根市		地区 (小学校区)	
1 身体の状況(該当する番号を で囲んでください。)	(1) 寝たきり (2) 手が不自由 (3) 足が不自由 (4) 目が不自由 (5) 耳が不自由 (6) その他()			
2 要介護および障害の程度 ((1)~(6)の該当する番号を で囲んでください。(6)の場合は、その状態を記入してください。)	(1) 満75歳以上の独居の高齢者または満75歳以上の者のみで構成する世帯の高齢者 (2) 要介護3・4・5の認定を受けている者 (3) 身体障害者手帳1級・2級を有する者 (4) 療育手帳A1・A2を有する者 (5) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級を有する者 (6) (1)~(5)に準じる状態にある者で特に災害時の支援が必要と認められるもの (状態:)			
3 受けたい支援の内容 (番号を で囲んでください。 (2)(3)の場合には、車いすを必要とするか否かについても を付けてください。)	(1) 安否確認のみで良い。(避難等の災害情報の伝達を含む。) (2) 避難場所まで付き添ってほしい。(車いすは 必要・不必要) (3) 移動が困難なので、車などで避難場所まで搬送してほしい。(車いすは 必要・不必要) (4) その他()			
4 家族構成・同居状況等 (本人を含みます。)	5 居住建物の構造 (該当する項目を で囲んでください。)	木造・鉄筋コンクリート・その他() 平屋建て・2階建て・3階建て以上		
6 特記事項 (上記1~5の事項で、特記する事項があれば記入ください。)				
7 緊急時の家族または親族の連絡先	氏名	申請者との関係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
8 地域支援者の連絡先	氏名	申請者との関係	住 所	電話番号(携帯電話番号)
9 民生委員児童委員				
10 自主防災組織名			11 自治会名	

地 図

12 避難場所	
要援護者宅 避難場所	

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

彦根市長 様

住所 _____

氏名 _____ (印)

彦根市災害時要援護者登録に係る同意書

私は、彦根市災害時要援護者の登録に当たり、下記のことにご同意します。


記

1 個人情報記載された「彦根市災害時要援護者台帳」が、市担当課(社会福祉課)および市関係課(介護福祉課・障害福祉課・総務課・警防課)で共有されること。

2 「要介護および障害の程度」を除く個人情報記載された「彦根市災害時要援護者情報記録表」が、地域支援者、民生委員児童委員、自主防災組織および自治会へ提供されること。

彦根市災害時要援護者情報記録表

ふりがな 氏 名					性 別	男 ・ 女	
					電話番号		
					携帯電話番号		
年 齢 (で囲んでいます)	60歳未満	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳以上	FAX番号	
郵便番号	〒				地 区		
住 所	彦根市				(小学校区)		
1 身体の状況(該当する番号を で囲んでいます。)	(1) 寝たきり (2) 手が不自由 (3) 足が不自由 (4) 目が不自由 (5) 耳が不自由 (6) その他()						
2 受けたい支援の内容 (該当する番号を で囲んでいます。(2)(3)の場合には、車いすの要否についても を付けています。)	(1) 安否確認のみで良い。(避難等の災害情報の伝達を含む。) (2) 避難場所まで付き添ってほしい。(車いすは 必要 ・ 不必要) (3) 移動が困難なので、車などで避難場所まで搬送してほしい。(車いすは 必要 ・ 不必要) (4) その他()						
3 家族構成・同居状況等 (本人を含みます。)	人	4 居住建物の構造 (該当する項目に を付けています。)	木造 ・ 鉄筋コンクリート ・ その他() 平屋建て ・ 2階建て ・ 3階建て以上				
5 特記事項							
6 緊急時の家族または親族の連絡先	氏 名	申請者との関係	住 所		電話番号(携帯電話番号)		
7 地域支援者の連絡先	氏 名	申請者との関係	住 所		電話番号(携帯電話番号)		
8 民生委員児童委員							
9 自主防災組織名				10 自治会名			

11 避難場所	地 図
要援護者宅 避難場所	

(資料2)

○ 彦根市防災計画 第2編 第6章 第1節 9 (抜粋)

9 災害時要援護者の避難に関する配慮

在宅の災害時要援護者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。

市本部は、自治会、民生委員児童委員、地域住民等の協力を得ながら、在宅介護サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、心身障害者等、難病患者等の名簿、乳幼児や小学生を抱えるひとり親家庭の名簿を利用し、避難準備情報(要援護者避難情報)を伝達することにより確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された災害時要援護者の迅速な発見に努める。

災害時要援護者を発見した場合には、一時避難場所、拠点避難場所等への移動、社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

特に、在宅の心身障害者については、平常時からその実態把握に努めるとともに、居住地別、障害種別ごとに名簿を整備しておく。



「災害時要援護者個別支援計画」作成マニュアル

発行 彦根市

発行年月 平成 24 年 3 月

編集 福祉保健部社会福祉課

〒522-0041 滋賀県彦根市平田町 670

TEL 0749-23-9590 FAX 0749-26-1768